

EUにおける参考となる取り組み

- ✓昨年12月16日の第1回防災WGの際に、欧米での災害リスク情報や関連規格の整備の動きを若干ご説明した。
- ✓そのうち欧州については、EUのINSPIRE指令に基づく規格整備の動きと、英国及びスイス再保険会社における取り組み例を示した。
- ✓今回は、EUのINSPIRE指令に基づく規格整備の今後の予定の全体像を示した。
- ✓また、総合的なリスクマップ例としてオランダのWeb-GISの例を示した。

INSPIRE指令に基づく規約類の整備状況と内容①

時期	対 応	内 容
2007年3月14日	INSPIRE指令公布	
2008年12月3日	メタデータに関する実施規則公布	空間データ、時系列空間データ及び空間データサービスに係るメタデータの規格を定めた規則。2008年12月23日より加盟各国で発効。 ISO19115及びISO19119に基本的に準拠。
2008年11月28日 (Web掲載日09年1月13日)	「ネットワークサービスに関するINSPIRE指令実施規則」のINSPIRE委員会案提出	<p>規則案の主な内容は以下の通り。</p> <p>1. サービス品質</p> <ul style="list-style-type: none"> ①応答開始時間(登録・検索(Discovery)サービスは3秒以内、閲覧(View)サービスは5秒以内) ②同時アクセス数(登録・検索は毎秒30アクセス以上、閲覧は毎秒20アクセス以上) ③利用可能性(99%以上の時間に登録・検索サービスを利用可能であること) <p>2. 登録・検索取得サービスの機能要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①検索のキー設定に関する要件(場所、時間、名称、キーワード等の一般的な検索キーに加え、データ等の品質/効力の区分、同調性(Conformity)区分等も検索キーにすることを規定<この部分はINSPIRE指令で基本的に規定>) ②検索に際して地理的範囲の絞り込み(Intersects)ができること ③登録・検索サービスで行うことができる操作の内容(例:メタデータの検索・編集)を規定 <p>3. 閲覧サービスの機能要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地図情報やメタデータ情報の取得機能等を持たせることを規定 ②標準とする座標型を用いて複数のレイヤーを重ね合わせる機能を持つべきことを規定。 ③PNG又はGIFフォーマットをサポートすべきことを規定

INSPIRE指令に基づく規約類の整備状況と内容②

時期	対 応	内 容
<p>2008年 11月28 日 (Web掲 載日09 年1月13 日)</p>	<p>「モニタリ ング及び報 告実施 (Reporting) に関する INSPIRE指 令実施上 の決定」の INSPIRE委 員会案提 出</p>	<p>規則案の主な内容は以下の通り。</p> <p>1. モニタリングに関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①INSPIREの対象としている地理空間情報のリストの作成とそのリストの毎年の更新の実施等を各国に義務づけ ②各国窓口担当組織は、INSPIRE指令の実施状況のモニタリング結果を欧州委員会に報告すること ③モニタリング結果を全て公開すること ④メタデータの整備状況について、データカテゴリー別に、整備量及び整備率を評価。そのうち、同調性(Conformity=規格の遵守)が確保されているものの量・率についても評価。以上の評価を個別データセット毎にも実施 ⑤相互運用性(Interoperability)の確保状況のモニタリングのため、データカテゴリー別に、空間データの地理的カバー率を評価。そのうち、同調性が確保されたものの量・率についても評価 ⑥ネットワークサービス要件に関する実施状況のモニタリング <ul style="list-style-type: none"> 1)登録・検索(Discovery)サービスを通じたメタデータへのアクセス性の評価 2)閲覧・ダウンロードサービスを通じた空間データへのアクセス性の評価 3)サービス種別別の利用量の評価 4)同調性の確保状況の評価 ⑦各指標の状況を欧州委員会に報告すること <p>2. 報告実施(Reporting)に関する規定</p> <p>窓口担当組織の名称、連絡先、役割、協力機関の協力体制等や、空間情報の維持を含めた品質確保策、品質確保上の課題分析や改善策、INSPIRE指令の実施への関係機関の貢献度、INSPIREに基づくサービスの利用状況等についての報告を2010年5月までに欧州委員会へ行うこと(INSPIRE指令第21条2項で基本的部分を規定)</p>

INSPIRE指令に基づく規約類の整備状況と内容③

時期	対 応	内 容
2009年 5月15日		「ダウンロードサービスに関するINSPIRE指令実施規則」案提出(予定)
		「座標変換サービスに関するINSPIRE指令実施規則」案提出(予定)
		「別編 I のデータ種別に係る空間データ及びデータサービスの相互運用性及び調和の確保に関するINSPIRE指令実施規則」案提出(予定)
		「欧州政府機関による加盟各国のデータ及びデータサービスの利用権に関するINSPIRE指令実施規則」案提出(予定)
		INSPIRE指令に基づく 加盟各国の国内法整備期限
2010年 5月15日		INSPIRE指令に基づく初回の 報告実施の法定期限
		別編 I 及び II のデータ種別の空間データに対応するメタデータの法定整備期限
2010年 11月15日		「スキーマ変換及び空間データ呼び出しサービスに関するINSPIRE指令実施規則」案提出(予定)
		登録・検索(Discovery)サービス及び閲覧(View)サービスを運用可能(Operational)にする
		欧州委員会が欧州政府レベルでの地理情報ポータルサイトを設置・運用を開始する 法定期限
2011年 5月15日		別編 I のデータ種別のデータのうち新規に作成し又は大幅に再構築したものを利用可能にする法定期限
		ダウンロードサービスを運用可能(Operational)にする
		座標変換サービスを運用可能(Operational)にする

- ※1 別編 I (Annex I) のデータとは、座標型、グリッドシステム、地名、行政界、住所、地籍区分、交通網、水路、法定保護区域に関するデータ
- ※2 別編 II (Annex II) のデータとは、標高、地被、写真地図(オルソフォト)、地質に関するデータ
- ※3 別編 III (Annex III) のデータとは、統計単位、建築物、土壌、健康と安全等の全部で21項目のデータ。この1項目として、自然的リスク範囲(Natural Risk Zone)が含まれている。自然的リスクゾーンには、各種の災害に対して脆弱な区域が含まれる。
- ※4 EU法制における規則(Regulation)と決定(Decision)は、共に加盟各国への拘束力を持つ法。このうち決定は対象者が限定されるもの。

INSPIRE指令に基づく規約類の整備状況と内容④

時期	対 応	内 容
2012年 5月15日		「別編Ⅱ及びⅢのデータ種別に係る空間データ及びデータサービスの相互運用性及び調和の確保に関するINSPIRE指令実施規則」案提出(予定)
2012年 11月15日		「スキーマ変換及び空間データ呼び出しサービスを運用可能(Operational)にする
2013年 5月15日		別編Ⅲのデータ種別の空間データに対応するメタデータの法定整備期限
2014年 5月15日		別編Ⅱ及びⅢのデータ種別のデータのうち新規に作成し又は大幅に再構築したものを利用可能にする法定期限
2016年 5月15日		別編Ⅰのデータ種別のデータの <u>全て</u> を利用可能にする法定期限
2019年 5月15日		別編Ⅱ及びⅢのデータ種別のデータの <u>全て</u> を利用可能にする法定期限

- ※1 別編Ⅰ(AnnexⅠ)のデータとは、座標型、グリッドシステム、地名、行政界、住所、地籍区分、交通網、水路、法定保護区域に関するデータ
- ※2 別編Ⅱ(AnnexⅡ)のデータとは、標高、地被、写真地図(オルソフォト)、地質に関するデータ
- ※3 別編Ⅲ(AnnexⅢ)のデータとは、統計単位、建築物、土壌、健康と安全等の全部で21項目のデータ。この1項目として、自然的リスク範囲(Natural Risk Zone)が含まれている。自然的リスクゾーンには、各種の災害に対して脆弱な区域が含まれる。
- ※4 EU法制における規則(Regulation)と決定(Decision)は、共に加盟各国への拘束力を持つ法。このうち決定は対象者が限定されるもの。

オランダにおけるWeb-GIS上のハザードマップの例

